標準管理者事務委託契約書

○○マンション管理者事務委託契約書

○○マンション管理組合(以下「甲」という。)と○○(以下「乙」という。) とは、乙が甲の管理者に就任することについて、次のとおり委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(総 則)

第1条 甲は、本マンションの管理規約(以下、「管理規約」という。)に基づき、本マンションにおける管理者事務(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第72条に規定する管理者事務をいう。以下同じ。)を、次条以下に定めるところにより、乙に委託し、乙はこれを受託する。

(契約の当事者の関係等)

- 第2条 甲と乙との関係並びに乙の権限及び義務は、本契約に定めるものの ほか、甲の管理規約及び使用細則その他細則、総会の決議並びに建物の区 分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)及び民法(明治29年法律 第69号)の規定に従う。
- 2 本契約における用語の意義は、本契約に特別の定めがあるもののほか、 甲の管理規約及び使用細則その他細則並びに建物の区分所有等に関する法 律、民法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律の定めるとこ ろによる。

(業務内容)

- 第3条 乙は、甲の管理者として、次の各号に掲げる管理者事務を遂行するものとする。
 - 一 甲の<mark>管理</mark>規約、使用細則その他細則又は総会の決議により、管理者の 職務として定められた業務
 - 二 法令により管理者が行うこととされた業務
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務については、管理者事務には含まれないものとし、乙に行わせる場合は、別途総会にて審議し決定するものとする。
 - 一 管理規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止に関する案の策定
 - 二 建替え及びマンション敷地売却に向けた、事業手法の比較検討又は再 建建物の設計の概要、費用の概算額、区分所有権の帰属その他の計画案

1 全般関係

① この管理者事務委託契約書(以下「本契約書」という。)は、管理業者管理者方式において、マンションの管理組合(以下「管理組合」という。)と管理業者(以下「管理者」という。)の間で協議が調った事項を記載した契約書を、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。)第73条に規定する「契約成立時の書面」として交付する場合の指針として作成したものである。

コメント

② 本契約書は、典型的な住居専用の単棟型マンションに共通する管理者事務に関する標準的な契約内容を定めたものであり、実際の契約書作成に当たっては、個々の状況や必要性に応じて適宜内容の追加・修正・削除を行いつつ活用されるべきものである。

2 第1条関係

- ① 無償であっても管理者は、委任契約における受任者としての地位に立ち、 委任関係が発生するため、契約を締結し、権限等を明確にする必要がある。
- ② 責任の所在の明確化のため、管理者事務委託契約と管理事務委託契約は 個別に契約する必要がある。

3 第3条関係

- ① 管理規約における管理者の権限と本契約書における管理者の業務内容の 整合性を取る必要がある。
- ② 大規模修繕工事の発注先検討・選定には原則関与しないことが望ましい。
- ③ 管理委託契約における管理事務の内容と重複が生じないように整合性を 取る必要がある。
- ④ 長期修繕計画案の作成又は改正案の作成に係る業務を乙に委託する場合は、管理者事務委託契約及び管理事務委託契約とは別個の契約とするとともに、必要な費用については甲と協議して定める必要がある。

の作成

三 前各号に掲げるもののほか、一般的に国家資格を有する者によって行われている業務その他の特別の知識経験を要する業務

(乙の業務体制)

- 第4条 乙は、管理者事務を担当する職員(以下「管理者事務担当者」という。)を置く。
- 2 甲が乙に対し別途甲の管理事務を委託する場合、乙は、管理者事務担当者と、管理事務を担当する者(以下「管理事務担当者」という。)は、別の 部門に所属する者が務める体制を整備する。

(印鑑等の保管)

第5条 甲の保管口座又は収納・保管口座に係る印鑑、預貯金の引出用のカードその他これらに類するもの(以下「印鑑等」という。)は、監事又は総会の決議により選任された者が保管するものとし、乙は甲のいかなる印鑑等をも預からないものとする。

ただし、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号)第87条第4項第2号に規定する要件を全て満たした場合は、甲の保管口座又は収納・保管口座に係る印鑑等を乙は保管することができるものとする。

(資格要件)

第6条 乙は、管理者事務担当者に、マンション管理に係る専門知識を持つ者を就任させる

(善管注意義務)

第7条 乙は、善良な管理者の注意をもって管理者事務を行うものとする。

(帳票類等の提供の協力)

- 第8条 甲は、乙が管理者事務を行うに当たり必要となる本物件に関する帳票類その他の書類(以下「帳票類等」という。)を無償で提供するものとする。
- 2 乙は、甲から提供された帳票類等を善良な管理者の注意をもって保管し、 かつ、管理者事務以外の用途に使用しないものとする。
- 3 乙は、甲から提供された帳票類等を管理者事務の遂行上必要な範囲内で 複製又は更新することができる。
- 4 乙は、甲の組合員から相当の理由を付した書面又は電磁的方法により組合員名簿の閲覧を請求された場合は、これに応じなければならない。この

4 第4条関係

同一社内であっても、管理者事務、管理事務の適正な実施のため、管理者 事務と管理事務の部門及び担当者を分ける必要がある。

5 第5条関係

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成 13 年国土 交通省令第 110 号。以下「施行規則」という。)第 87 条第 4 項の規定により、 管理業者が管理組合の保管口座又は収納・保管口座に係る印鑑等を保管する ことはできないが、同項第 2 号に定める要件を満たした場合に限り、保管す ることができる。

6 第6条関係

適正化法においても管理業務主任者が重要事項説明を行うこととされているほか、管理者事務は管理組合の意思決定に関わる重要なものであるため、管理業務主任者、マンション管理士などマンション管理に係る高度な専門知識を持つ者が管理者事務を担当することが望ましい。

7 第7条関係

- ① 本条は、本契約が民法の委任・準委任契約の性格を有することを踏まえ、 同法第644条の善管注意義務を契約書上も明文化したものである。 本契約書の免責条項の規定により、管理業者が免責されるには、各規定 に適合するほか本条の善管注意義務を果たしていることが必要である。
- ② 管理業者管理者方式では、管理者たる管理業者は、一般の組合員が管理 者(理事長)を務める場合に比べ、相当程度高度な水準の義務を負うこと が考えられる。
- 8 第8条関係

場合において、閲覧につき相当の日時、場所を指定することができる。

(管理者事務に要する費用の負担及び支払方法)

- 第9条 甲は、管理者事務に係る報酬(以下「管理者事務報酬」という。)と して、乙に対し、毎月、次のとおり支払うものとする。
 - 一 管理者事務報酬の額

合計月額 ○○円

消費税額及び地方消費税額(以下「消費税額等」という。)○○円 計 〇〇円

- 二 支払期日及び支払方法
 - 毎月〇日までにその〇月分を、乙が指定する口座に振り込む方法によ り支払う。
- 三 日割計算

期間が1か月に満たない場合は当該月の暦日数によって日割計算を行 う。(1円未満は四捨五入とする。)

- 2 甲は、管理者事務報酬のほか、乙が管理者事務を行うために必要となる 交通費、印刷費その他の費用を負担するものとする。
- 3 甲及び乙は、本契約の契約期間中であっても、管理者事務報酬が次の各 号のいずれかに該当するときは、甲の総会において重要な事実を開示し決 議を得ることにより、管理者事務報酬の金額を変更することができる。
- 一 法令等の変更により管理者事務の内容に変更があったとき
- 二 前号に定めるもののほか、管理者事務報酬の変更を必要とする事由が 生じたとき
- 4 甲は、管理者事務報酬及び第2項の費用について、原則として翌月末日 までに、乙の指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。
- 5 前項の支払いに要する費用は、甲の負担とする。

(管理者事務の報告等)

- 第10条 乙は、甲の事業年度終了後○月以内に、甲の組合員に対し、当該年 度における管理者事務の処理状況を記載した書面を交付し、総会において 報告をしなければならない。
- 2 乙は、甲の組合員から請求があるときは、管理者事務の処理状況報告を行 わなければならない。
- 3 前2項の場合において、甲の組合員は、乙に対し、管理者事務の処理状況 係る関係書類の提示を求めることができる。

(管理事務室等の使用)

- 第11条 甲は、乙に管理者事務を行わせるために必要な器具、備品、管理事 務室、集会室、管理用倉庫等を無償で使用させるものとする。
- 2 乙の管理事務室等の使用に係る費用の負担は、次のとおりとする。
 - 一 ○○○○費 甲(又は乙)の負担とする。
- 二 ○○○○費 甲 (又は乙) の負担とする。 三 ○○○○費 甲 (又は乙) の負担とする。 『 (マロマ) の負担とする。
- 四 〇〇〇〇費 甲(又は乙)の負担とする。

9 第9条関係

- ① 管理業者管理者方式の場合、管理業者は管理組合から管理事務と管理者 事務を併せて受託することとなるが、それぞれの業務範囲、責任の所在が 不明確とならないよう別個の契約として締結するほか、管理事務の報酬と 管理者事務の報酬が混在しないようにする必要がある。
- ② 取引の透明性確保の観点から、金額の内訳についても可能な限り明示す ることが望ましい。

10 第 10 条関係

区分所有法第 43 条に基づき、管理者は毎年1回一定の時期に総会におい て管理者事務に関する報告をする義務がある。管理者は、個々の組合員から の請求に対して直接報告する義務を負うものではないが、管理者事務の透明 性を確保する観点から、監事又は組合員に対して管理者事務の処理状況を記 載した書面を毎月交付するなど積極的な情報開示を行うことが望ましい。

11 第 11 条関係

- ① 管理事務室等は、通常、管理組合が管理業者に管理事務及び管理者事務 を行わせるのに不可欠であるため、無償で使用させるものとしている。
- ② 管理事務室等の使用に係る諸費用(水道光熱費、通信費、備品、消耗品 費等)の負担区分について、その内容を規定するものとする。
- ③ 管理事務室等の資本的支出が必要となった場合の負担については、別途、 管理組合及び管理業者が協議して決定することとなる。

(緊急時の業務)

- 第 12 条 乙は、甲に被害が生じる可能性のある災害又は事故等が発生した ことを知ったときは、速やかに、甲の組合員及びその所有する専有部分の 占有者(以下「組合員等」という。)への連絡、その他の本マンションにお ける被害状況の把握及び保存行為の円滑な実施のために必要な行為を行う ものとする。ただし、乙の責めによらないやむを得ない事由によりこれら の行為を行うことができない場合は、この限りではない。
- 2 乙は、災害等の<mark>緊急時においては</mark>、あらかじめ総会の承認を受けている 場合は、乙または別紙○に規定する法人に対する発注を行うことができる。
- 3 乙は、前項の業務を行ったときは、<mark>遅滞なく、</mark>書面をもって、その業務 の内容及びその実施に要した費用の額を甲の監事に通知しなければならな V)

(有害行為の中止等要求)

- 第 13 条 乙は、管理者事務を行うため必要なときは、甲の組合員等に対し、 次の各号に掲げる行為の是正等のため必要な勧告や指示若しくは警告又は 中止を求めることができる。
 - 一 法令、管理規約、使用細則又は総会決議等に違反する行為
 - 二 建物の保存に有害な行為

(通知義務)

- 第14条 乙は、○○マンションにおける滅失、き損、瑕疵等の事実を知った 場合においては、速やかに、その状況を甲の組合員全員及び甲の監事に通 知しなければならない。
- 2 乙は、次の各号に掲げる場合においては、速やかに、書面又は電磁的方 法をもって、甲の組合員全員及び甲の監事に通知しなければならない。
 - 一 乙が名称又は住所を変更したとき
- 二 乙が管理者事務担当者を選任又は変更したとき 三 乙がマンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定に基づき登 録の取消し等の処分を受けたとき
- 四 乙が管理規約に定める管理者の欠格事由に該当するに至ったとき
- 3 乙は、甲に対し甲の組合員が届出をしたあて先に発することで、前二項 の通知にかえることができるものとする。ただし、その届出のない組合員 に対しては、対象マンション内の専有部分の所在地あてに発するものとす

12 第 12 条関係

- 適正化法第77条の2の規定により、管理業者が利益相反のおそれがあ る取引を行おうとするときは、あらかじめ管理組合に対して説明を行う必 要があるが、施行規則第89条の5に規定されているように、災害その他や むを得ない事由によってマンションの共用部分に損傷が生じることなどに より、現に居住している組合員の日常生活に支障が生じるおそれがあり、 これを防止することが組合員の共同の利益に資する場合はこの限りでな い。なお、このような場合があることについて、あらかじめ総会の承認を 受ける必要がある。
- ② 別紙に規定する法人とは、施行規則第89条の2に規定する「人的関係、 資本関係その他の関係においてマンション管理業者と密接な関係を有する 者」である。

【監事が未選任の場合】

- 第 12 条 乙は、甲に被害が生じる可能性のある災害又は事故等が発生した ことを知ったときは、速やかに、甲の組合員等への連絡、その他の本マン ションにおける被害状況の把握及び保存行為の円滑な実施のために必要な 行為を行うものとする。ただし、乙の責めによらないやむを得ない事由に よりこれらの行為を行うことができない場合は、この限りではない。
- 2 乙は、災害等の緊急時においては、あらかじめ総会の承認を受けている 場合は、乙または別紙○に規定する法人に対する発注を行うことができる。
- 3 乙は、前項の業務を行ったときは、速やかに、書面をもって、その業務 の内容及びその実施に要した費用の額を甲の組合員に通知しなければなら ない。

13 第 13 条関係

管理業者の適正な管理者事務実施を監督するため、本条の規定に基づき、 管理業者が組合員等に勧告や指示若しくは警告又は中止を求めた場合は、速 やかにその旨を監事に報告することを求めることも考えられる。

14 第 14 条関係

- ① 共用部分の瑕疵等を発見した場合、組合員全員及び甲の監事に速やかに 通知する必要がある。
- ② 第2項第4号に規定する、管理者の欠格事由に該当するに至った場合は、 管理者を解任されることとなるため、併せて本契約も解約されるよう措置 する必要がある。

【監事が未選任の場合】

- 第14条 乙は、○○マンションにおける滅失、き損、瑕疵等の事実を知った 場合においては、速やかに、その状況を甲の組合員全員に通知しなければ ならない。
- 2 乙は、次の各号に掲げる場合においては、速やかに、書面または電磁的方 法をもって、甲の組合員全員に通知しなければならない。
 - 一 乙が名称又は住所を変更したとき

る。

(専有部分等への立入り)

- 第 15 条 乙は、管理者事務を行うため必要があるときは、組合員等に対して、その専有部分又は専用使用部分(以下「専有部分等」という。)への立入りを請求することができる。
- 2 前項の場合において、乙は、あらかじめその旨を当該組合員もしくは当 該専有部分の占有者または当該専用使用部分の使用者に通知し、その承諾 を得なければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に掲げる災害又は事故等の 事由により、甲のために緊急に行う必要がある場合、専有部分等に立ち入 ることができる。この場合において、乙は、甲及び乙が立ち入った専有部 分等に係る組合員等に対し、事後速やかに、報告をしなければならない。
- 一 地震、台風、突風、集中豪雨、落雷、雪、噴火、ひょう、あられ等
- 二 火災、漏水、破裂、爆発、物の飛来若しくは落下又は衝突、犯罪、孤立死(孤独死)等

(乙の使用者責任)

第16条 乙は、乙の使用人等が、管理者事務の遂行に関し、甲又は組合員等 に損害を及ぼしたときは、甲又は組合員等に対し、使用者としての責任を 負う。

(守秘義務等)

- 第17条 乙は、管理者事務の遂行に際して組合員等に関する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合には、本契約の目的の範囲において取り扱い、正当な理由なく、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。
- 2 乙は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏えい等(以下「漏えい等」という。)の危険に対し、合理的な安全管理措置を講じなければならない。
- 3 乙は、個人情報を管理者事務の遂行以外の目的で、使用、加工、複写等してはならない。
- 4 乙において個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、乙は、甲に対し、速やかその状況を報告するとともに、自己の費用において、漏えい等の原因の調査を行い、その結果について、書面をもって甲に報告し、再発防止策を講じるものとする。
- 5 乙は、個人情報の取扱いを再委託してはならない。ただし、書面をもって甲の事前の承諾を得たときはこの限りではない。この場合において、乙は、再委託先に対して、本契約で定められている乙の義務と同様の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

二 乙が管理者事務担当者を選任又は変更したとき

- 三 乙がマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)の規定に基づき登録の取消し等の処分を受けたとき
- 四 乙が管理規約に定める管理者の欠格事由に該当するに至ったとき
- 3 乙は、甲に対し甲の組合員が届出をしたあて先に発することで、前二項の 通知にかえることができるものとする。ただし、その届出のない組合員に 対しては、対象マンション内の専有部分の所在地あてに発するものとする。

15 第 15 条関係

16 第16条関係

17 第 17 条関係

管理業者は、管理者事務に関して知り得た秘密について、書面をもって管理組合の事前の承諾を得た場合等を除き、開示、漏えいしたり、目的外の利用をしてはならない。

6 乙は、本契約が終了したときは、甲と協議を行い個人情報を返却又は廃 棄するものとし、その結果について、書面をもって甲に報告するものとす る。

(免責事項)

- 第18条 乙は、組合員等が、次の各号に掲げる損害を受けたときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。
 - (1) 台風、集中豪雨、暴風、落雷、高潮、地震、噴火等の自然現象に起因する損害
 - (2) 河川、用水路等の氾濫や堤防決壊による洪水等により、本マンションの周辺地域一帯が被害を受ける状況に起因する損害
 - (3) 本マンション近傍の送電線、ガス管、上下水道管及び乙の管理者事務対象部分以外の施設の破損、故障、能力不足等に起因する損害
 - (4) 火災、盗難等の事故発生による損害
 - (5)甲の組合員等もしくは第三者による、故意または過失による損害
 - (6) 通知事項を甲の組合員等が怠ったことによる損害
 - (7) 専有部分等への立ち入りに該当する損害
 - (8) 乙が善良な管理者の注意をもって管理者事務を行ったにもかかわらず生じた敷地または共用部分の異常または故障等による損害
 - (9)前各号に定めるものの他、乙の責めに帰することができない事由による 損害

(契約の途中における解除等)

- 第19条 甲及び乙は、その相手方が、本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し(乙が甲に催告するにあたっては、甲の監事に対して催告するものとする。)、相手方が当該期間内に、その義務を履行しないときは、甲にあっては総会での解任議案の承認を経て、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が管理規約に定める管理者の欠格事由に該当するに至ったとき 又は第 25 条各号の確約に反する事実が判明したときは、総会での解任議 案の承認を経て、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙は、第1項又は第2項に基づく解除を行った場合において、債 務不履行による損害が生じているときは、その相手方に対し、損害賠償を 請求することができる。
- 4 甲は、第1項又は第2項に定める事由がない場合において、総会での解任議案の承認を経て、本契約を解除することができる。この場合において、 甲は、解除の日から本契約の有効期間が満了する日までの間又は3か月間 のいずれか短い期間の管理者事務報酬に相当する額を、乙に支払うものと する。ただし、解除にやむを得ない事由があるときは、この限りではない。
- 5 乙は、第1項に定める場合のほか、やむを得ない事由により乙による管理者事務の遂行が困難となったときは、少なくとも3か月前までに、甲の組合員全員に対し書面で解約の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。この場合において、甲に損害が生じているときは、甲は乙に対し、損害賠償を請求することができる。
- 6 乙は、第1項及び前項に定める場合のほか、少なくとも3か月前までに、 甲の監事に対し書面で解約の申入れを行った上で、甲の総会の決議に基づ

18 第 18 条関係

19 第 19 条関係

- ① 管理規約に定める管理者の欠格事由に該当した場合は、総会での解任議案の承認を経て契約を解除できる。
- ② 乙からの解除申し入れの場合は、契約の解除と併せて管理規約により管理者として選任されている状況も解除する必要がある。そのため、管理規約において、契約解除の申し入れが乙よりなされた場合は速やかに総会を招集し、解約手続きを進める等の措置が必要となる。
- ③ 乙から管理者としての地位の辞任を求める場合においては、管理組合が新しい管理体制を構築するための準備期間を確保するため、少なくとも3か月前までに申し入れるべきである。また、管理業者は管理組合の求めがあるときは、後任となる管理者の候補の選定や、後任が選任されるまでの間の暫定契約を締結など、管理組合に協力をすることが望ましい。

【監事が未選任の場合】

(契約の途中における解除等)

- 第19条 甲及び乙は、その相手方が、本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し(乙が甲に催告するにあたっては、甲の組合員全員に対して催告するものとする。)、相手方が当該期間内に、その義務を履行しないときは、甲にあっては総会での解任議案の承認を経て、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が管理規約に定める管理者の欠格事由に該当するに至ったとき 又は第 25 条各号の確約に反する事実が判明したときは、総会での解任議 案の承認を経て、本契約を解除することができる。

- き、本契約を合意解除することができる。
- 7 前二項の場合において、甲の監事又は総会の決議に基づく甲の組合員の求めがあるときは、乙の後任の選任、乙の後任が選任されるまでの間の暫定契約の締結、管理規約変更等本契約終了後の体制への円滑な移行に必要な支援を行うこととする。

(本契約の有効期間)

第20条 本契約の有効期間は、○○年○月○日から、○○会計年度終了後○ か月以内に開催される通常総会終了のときまでとする。

(契約の更新)

- 第21条 甲又は乙は、本契約を更新しようとする場合は、前条に定める有効 期間が満了する日の3か月前までに、その相手方(乙からの申し出にあたっては、甲の監事)に対し、書面をもって、その旨を申し出るものとする。
- 2 本契約を更新することとする場合は、乙は、乙の再任の承認を得るため の総会を招集し、承認を得るものとする。
- 3 本契約の更新について申出があった場合において、その有効期間が満了 する日までに更新に関する協議が調う見込みがないときは、甲及び乙は、 本契約と同一の条件で、期間を定めて暫定契約を締結することができる。

- 3 甲又は乙は、第1項又は第2項に基づく解除を行った場合において、債務不履行による損害が生じているときは、その相手方に対し、損害賠償を請求することができる。
- 4 甲は、第1項又は第2項に定める事由がない場合において、総会での解任議案の承認を経て、本契約を解除することができる。この場合において、甲は、解除の日から本契約の有効期間が満了する日までの間又は3か月間のいずれか短い期間の管理者事務報酬に相当する額を、乙に支払うものとする。ただし、解除にやむを得ない事由があるときは、この限りではない。
- 5 乙は、第1項に定める場合のほか、やむを得ない事由により乙による管理者事務の遂行が困難となったときは、少なくとも3か月前までに、甲の組合員全員に対し、書面で解約の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。この場合において、甲に損害が生じているときは、甲は乙に対し、損害賠償を請求することができる。
- 6 乙は、第1項及び前項に定める場合のほか、少なくとも3か月前までに、 甲の組合員全員に対し、書面で解約の申入れを行った上で、甲は速やかに 総会を開催しその決議に基づき、本契約を合意解除することができる。
- 7 前二項の場合において、総会の決議に基づく甲の組合員の求めがあるときは、乙の後任の選任、乙の後任が選任されるまでの間の暫定契約の締結、管理規約変更等本契約終了後の体制への円滑な移行に必要な支援を行うこととする。

20 第 20 条関係

- ① 契約の有効期間は、管理組合の会計期間、総会開催時期、重要事項説明時期等を勘案して設定することが必要である。
- ② 管理規約の任期と整合させ、原則1年間程度とすることが望ましい。
- ③ 第5条に基づき、管理業者が管理組合の預金口座の印鑑等を保管している場合、施行規則第87条第4項第2号ハに規定する有効な保証契約を締結していることとなるが、管理者受託契約のすべての期間にわたって、保証契約が締結されている必要があることに留意する必要がある。

21 第 21 条関係

- ① 同一内容での更新であれば重要事項説明会の開催は要しないが、変更を 含む更新であれば重要事項説明会の開催が必要となる。
- ② 契約更新をする場合、管理規約に基づく管理者の選任についても併せて 管理組合は行う必要がある。

【監事が未選任の場合】

- 第21条 甲又は乙は、本契約を更新しようとする場合は、前条に定める有効 期間が満了する日の3か月前までに、甲の組合員全員に対し、書面をもって、その旨を申し出るものとする。
- 2 前項の通知は、甲に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。 ただし、その届け出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所 在地あてに発するものとする。
- 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項の届出のない組合員に対しては、その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、こ

(契約の終了等)

- 第22条 乙は、第19条の規定に基づき本契約を終了させようとする場合に おいては、契約を終了させる旨及び契約を終了させる日を通知するものと する。
- 2 乙は、第21条に定める有効期間の満了に伴い本契約を終了させ、更新しないこととする場合は、満了の日の3か月前までに、甲の監事に通知しなければならない。
- 3 乙は、本契約の終了が決定した場合において、甲の監事又は総会の決議 に基づく甲の組合員の求めがあるときは、乙の後任の選任、乙の後任が選 任されるまでの間の暫定契約の締結、管理規約変更等本契約終了後の体制 への円滑な移行に必要な支援を行うこととする。
- 4 本契約が終了する場合には、乙は、第8条第1項に基づき甲から提供された全ての帳票類等(同条第3項の規定に基づき複製又は更新されたものを含む。)を甲に返却し、誠実に管理者事務の引き継ぎを行うとともに、乙の後任の業務遂行に必要な支援その他の解約後の甲の業務運営に必要な事務を行わなければならない。

(法令改正に伴う契約の変更)

第23条 甲及び乙は、本契約締結後の法令改正に伴い管理者事務又は管理者 事務報酬を変更する必要が生じたときは、甲の総会において重要な事実を 開示し決議を得ることにより、本契約を変更することができる。ただし、 消費税法等の税制の制定又は改廃により、税率等の改定があった場合には、 業務報酬のうちの消費税額等は、その改定に基づく額に変更する。 れに代えることができる。

- 4 本契約を更新することとする場合は、乙は、乙の再任の承認を得るため の総会を招集し、承認を得るものとする。
- 5 本契約の更新について申出があった場合において、その有効期間が満了 する日までに更新に関する協議が調う見込みがないときは、甲及び乙は、 本契約と同一の条件で、期間を定めて暫定契約を締結することができる。

22 第 22 条関係

- ① 管理規約に基づく管理者の選任関係についても契約の終了に伴い、適切に対処する必要がある。
- ② 乙から管理者としての地位の辞任を求める場合においては、管理組合が新しい管理体制を構築するための準備期間を確保するため、少なくとも3か月前までに申し入れるべきである。また、管理業者は管理組合の求めがあるときは、後任となる管理者の候補の選定や、後任が選任されるまでの間の暫定契約を締結など、管理組合に協力をすることが望ましい。

【監事が未選任の場合】

- 第22条 乙は、第19条の規定に基づき本契約を終了させようとする場合に おいては、契約を終了させる旨及び契約を終了させる日を通知するものと する。
- 2 乙は、第21条に定める有効期間の満了に伴い本契約を終了させ、更新しないこととする場合は、満了の日の3か月前までに、甲の組合員全員に対し、書面をもって、通知しなければならない。
- 3 第1項の通知は、甲に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届け出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとする。
- 4 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項の届出のない組合員に対しては、その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることができる。
- 5 乙は、本契約の終了が決定した場合において、総会の決議に基づく甲の 組合員の求めがあるときは、乙の後任の候補の選定や、乙の後任が選任さ れるまでの間の暫定契約の締結、管理規約変更等本契約終了後の体制への 円滑な移行に必要な支援を行うこととする。
- 6 本契約が終了する場合には、乙は、第8条第1項に基づき甲から提供された全ての帳票類等(同条第3項の規定に基づき複製又は更新されたものを含む。)を甲に返却し、誠実に管理者事務の引き継ぎを行うとともに、乙の後任の業務遂行に必要な支援その他の解約後の甲の業務運営に必要な事務を行わなければならない。
- 23 第 23 条関係

(誠実義務等)

- 第24条 乙は、管理者事務の履行について、信義を旨とし、誠実に行わなければならない。
- 2 乙は、管理者事務に関連して、紹介手数料、仲介料、その他謝礼、若しくはその他の対価の支払い又は便宜の供与その他の利益を、甲以外の者から収受し、又は供与してはならない。
- 3 乙は、管理者事務に関連し、自己又は第三者のために甲と取引をしようとするとき又は第三者との間において甲と乙との利益が相反する取引をしようとするときは、当該取引につき重要な事実を開示し、甲の総会において承認を受けなければならない。
- 4 甲及び乙は、乙が管理者として別紙に定める法人等との間で締結する取引については、前項に定める甲と乙との利益が相反する取引とみなす。 ただし、事務用品、消耗品、通信費等の管理に要する経費について、乙は、収支決算案と併せて甲の総会において報告のうえ承認を得るものとする。
- 5 乙は、別紙に定める法人等について、毎会計年度の決算の時期において 見直しを行い、その範囲について修正が必要な場合、収支決算案と併せて 承認を得るものとする。
- 6 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義を生じた事項について は、乙は、甲の総会において誠意を持って説明するものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第25条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ若 しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下これらを総称して「反社 会的勢力」という。)ではないこと。
 - 二 自らの役員(甲及び乙の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。)が反社会的勢力ではないこと。
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
 - 四 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用をき損する 行為

(合意管轄裁判所)

第 26 条 本契約に関する甲乙間の紛争については、訴訟を提起する必要が 生じたときは、訴額に応じて本マンションの所在地を管轄する○○地方裁 判所又は○○簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。

(協議事項)

第27条 甲及び乙は、甲と乙との間で別途締結している管理委託契約が解約又は解除された場合には、協議の上、本契約を変更することができる。

24 第 24 条関係

- ① 本条の誠実義務には、管理業者・管理組合双方ともに厳にハラスメント に該当する言動を行わないことや、管理業者が管理組合に対して法令等に 反するような助言等を行ってはならないことも含まれる。
- ② 管理組合に対する透明性確保の観点から、管理組合以外の者から役務の提供を伴わない金銭等を収受するべきではない。また、管理組合の利益のために行使すべき損害賠償請求等の請求権がある場合は、あらかじめ管理組合に対する説明を行った上で、これを適切に行使すべきである。
- ③ 利益相反のおそれがある取引の相手方として別紙に記載した者と取引を行おうとする場合は、組合員に対する事前説明と総会承認が必要である。また、事前説明に際しては、相見積り行った場合はその内容、行わなかった場合はその理由を説明することが必要である。
- ④ 透明性確保の観点から、管理業者やその関連会社が工事を受注する場合は相見積りを行うこと、管理業者が受注はしないが施工会社の選定に携わる場合は、工事費用の内訳や積算根拠を組合員に対して説明を行うことが望ましい。

25 第 25 条関係

本条は、管理組合、管理業者及びこれらの役員が反社会的勢力に該当しないことを確約する旨を規定したものであり、その確約に反して、管理組合、管理業者又はこれらの役員が反社会的勢力であることが判明した場合には、第19条第2項の規定に基づき、契約の相手方は本契約を解除することができる。

26 第 26 条関係

支払督促を申し立てる裁判所については、本条の規定にかかわらず、民事訴訟法の定めるところにより、債務者の住所地等を管轄する簡易裁判所においてするものとする。

(存続条項) 第 28 条 本契約において別途定める場合を除き、本契約は、その終了後も第 17 条 (守秘義務等)、第 19 条 (契約の途中における解除等)、第 22 章 (契約の終了等)、第 26 条 (合意管轄裁判所) は効力が存続する。	
本契約の成立の証として本契約書2通を作成し、記名押印のうえ、各自 通を保有するものとする。	
○○年○○月○○日 甲 住所 名称 代表者 こ 住所 法人名 印	
第24条における法人等の範囲については、別紙のとおりとする。 別紙 グループ会社等の特別な利害関係を有する業者	